

# 続・なくそう！ 身近な金融トラブル！ (事例紹介)

なかゆくい

財務部

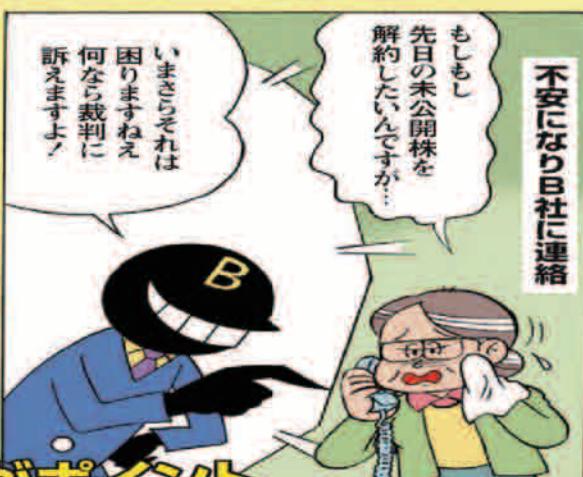
1月・2月号の特集「なくそう！身近な金融トラブル」で詳しく紹介できなかった金融被害の事例を、ここではイラスト付きで紹介します。

次は、あなたが狙われるかもしれません。取引には十分ご注意ください！



## 事例① 代理購入型

お金を取り込むので、  
代わりに未公開株を  
購入してほしい…。



### ここがポイント

このようなケースでは、不審に思って購入の解約を申し出ると「立て替えて購入なんて知らない」「裁判で訴える」といわれることも多いようです。他人の代わりに購入、というのは、絶対に避けましょう。もし、未公開株を購入してしまった後、被害に気づいた場合は、最寄りの警察に、また返金を求める場合は、消費生活センターや弁護士会に相談してください。

### 困ったときは相談を！

● **金融庁** 金融サービス利用者相談室(平日10時～17時)

☎ 0570-016811

(IP電話、PHSからは03-5251-6811)

● **沖縄総合事務局** 財務部金融監督課(平日9時～17時)

☎ 098-866-0095

● **消費者ホットライン**

☎ 0570-064-370

● **警察庁**(警察総合相談電話番号)

☎ #9110(全国共通)



## 他にもこんな例が…

- 未公開株の保有者に対して、「売買の仲介をする」と電話。その際に「未公開株のトラブルが多発している。保全制度を利用するよう」とすすめ、売買価格の10%を事前に要求する。
- 「近く上場する」といわれ、未公開株を購入。その後、「知人を紹介すると手数料がもらえる」といわれ、知人を多数紹介。結果的に、ねずみ講式に被害者を増やしてしまった。
- 「外国通貨を買うと、多額の利益が得られる。その分で未公開株を」とすすめられる。



さりにご注意を!  
最近では、こんな手口も。

## 事例② 発展型

## ご用心! ひとつでも思い当たったら…

以下の8項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをおすすめします。

- 1 まったく聞いたことのない業者から勧誘されている。  
(証券会社としての登録も確認できない)
- 2 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。
- 3 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回は、その時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。
- 4 業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。
- 5 業者が、「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。
- 6 買取業者から、「買取単位（または取引単位）まで買い増して下さい」と言われている。
- 7 別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」となどと言われている。
- 8 金融庁や財務省、財務局（沖縄総合事務局含む）、証券取引等監視委員会などの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。